

表1 都道府県協議会設置及び検討会構成員派遣状況

日程	設置都道府県名	担当構成員	
12月2日(金)	奈良県	岡山構成員	永江構成員
2月16日(木)	青森県	家保構成員	櫻井構成員
2月24日(金)	富山県	家保構成員	河野構成員

表2 二次医療圏協議会設置及び検討会構成員派遣状況

日程	設置圏域名	担当構成員	
11月7日(月)	三重県三泗地区	荒木田構成員	津下構成員
11月30日(水)	滋賀県湖東地域	家保構成員	松田構成員
12月14日(水)	北海道後志圏域	永江構成員	事務局
2月3日(金)	京都府中丹西保健所	荒木田構成員	堀江構成員
2月14日(火)	愛知県知多半島圏域	津下構成員	錦戸構成員
2月16日(木)	島根県浜田圏域	土肥構成員	永江構成員
2月16日(木)	徳島県徳島保健所	岡山構成員	松田構成員
2月21日(火)	北海道北網圏域	河野構成員	—
2月27日(月)	高知県安芸地区	家保構成員	河野構成員
3月6日(月)	大分県佐伯保健所	荒木田構成員	櫻井構成員

表3 指定都市協議会設置及び検討会構成員派遣状況

日程	設置指定都市名	担当構成員	
1月30日(月)	神戸市	荒木田構成員	津下構成員

II 地域・職域連携推進事業の現状

地域・職域保健連携の意義や位置づけが健康日本 21 の都道府県版や圏域計画に記載されていることが、連携推進協議会を円滑に運営する上で有用であった。そして、都道府県協議会と二次医療圏協議会の機能分担を明確にすることがそれぞれの協議会を運営する上で望ましいことが認識された。

都道府県協議会は、都道府県全体に共通する目標を設定することで事業に関係する他の予算等との関係を二次医療圏協議会に示すことができる。また、二次医療圏協議会に参加する関係団体の上部団体の参加を求めることで、二次医療圏協議会での関係団体の積極的な参加と活動が期待できる。さらに、既に二次医療圏協議会で連携保健事業が先行している場合には、その事業を都道府県内に紹介するとともに、共通する保健事業の資源（教材やソフトウェアなど）を開発することも求められている。

この章では、協議会の目的、構成メンバー、役割、運営方法、連携事業の企画、実施、評価に関する現地支援の結果をまとめた。

1 協議会の目的

地域・職域連携推進事業は、地域保健・職域保健が単独で実施していた段階に比べ、保健事業の量的質的な拡大が期待される。単独の保健事業よりも、保健サービスを受ける対象者が拡大するとともに、個々の事業では構築できない質的に変革した事業が提供されるような協議会の存在が求められている。

協議会の目的に関して、現地支援を行った都道府県等の多くで、地域・職域保健に関する情報の共有がなされているものの、連携の特色を活かした事業が構築されている所は少なかった。

2 協議会の構成メンバー

(1) 都道府県協議会

都道府県関係部局、労働局・産業保健推進センター、都道府県社会保険協会、社会保険事務局、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、社会保険健康事業財団、共済組合連合会、健保連支部、衛生管理者協議会を構成員として運用されていた。その他、関連する団体を含めて運営しており、50名近くから構成されている協議会もあった。

平成 20 年度以降は、医療制度改革を受けて、都道府県関係部局、保険者協議会、労働局・産業保健推進センター、産業界、民間事業者代表、市町村、関係団体が中心的な構成メンバーとなる。この場合でも、二次医療圏協議会を構成する関係団体の上部団体を含めることが望まれる。

(2) 二次医療圏協議会

地域産業保健センター、社会保険事務所、地区組織（NPO、ボランティア）、医療機関、健診機関、市町村、保健所、地域医師会などの関係団体、健康保持増進サービス機関、協同組合、労働基準監督署、労働基準協会、事業所、商工会・商工会議所、健保、住民代表・就業者代表、食生活改善推進委員が構成員とされていた。協議会によっては、保健サービスを提供する側に偏る場合があり、住民代表を含めてサービスを受ける側を必ず構成員とすることを考慮していくことが望まれた。地域を代表する産業を包括するよう、現在参加している事業所のみでなく、地域を代表する事業所にも協議会に参加するように呼びかける必要がある。

今後、平成 20 年度からは、都道府県関係部局、健保・共済組合、保健所、市町村（国保部門、衛生部門）、地区組織（NPO、ボランティア）、医療機関・健診機関、健康保持増進サービス機関、地域医師会関係団体、地域産業保健センター、農業・漁業・林業協同組合、労働基準監督署、商工会・商工会議所、事業所、保健指導に関する民間事業者を構成員とすることが望まれる。二次医療圏協議会は、具体的な活動を推進する必要があり、関係団体を網羅的に含める必要があることが確認された。

3 協議会の役割

協議会の役割について、都道府県協議会と二次医療圏協議会の間で、相互に十分認識されていないことが浮き彫りになった。

都道府県協議会は、都道府県内の二次医療圏に共通する目標設定をすることで、事業に関係する他の予算などとの関係を二次医療圏協議会に示すことができるが、十分な目標設定が行われていない協議会があり、都道府県協議会として共通な目標設定を重視することが示された。また、二次医療圏協議会参加関係者の一層の協力が得られるよう、都道府県協議会では、二次医療圏協議会構成員の上部団体への啓発を行う役割も求められる。このように、都道府県協議会の役割が一層認識されることが求められた。

二次医療圏協議会は、圏域の住民に密着した健康課題を明確にして、連携事業により健康課題を解決するような具体的な事業を構築する役割を担う必要があるが、現状では問題点を共有する段階に終わってしまい、協議により新たな連携保健事業の構築に至らない事例が認められた。このような状況で、現状の分析を踏まえた協議会本来の役割を理解していくことが求められた。

4 協議会の運営

協議会として、協議会設立以前からの事業の継続をもとに連携協議会が機能している例を認めるものの、幾つかの協議会では運営上に改善点を要していた。

(1) 機能分担

都道府県協議会と二次医療圏協議会の目的機能について、機能の相違を理解して運営する必要性が認められた。都道府県協議会が都道府県内の調整機能を基本として、二次医療圏の連携事業を支援することを再認識する必要性が認められた。

二次医療圏協議会は参加団体の協議をもとに、連携のメリットを活かした具体的な保健事業を構築することが求められた。

(2) 関係者の地域・職域の相互の理解

地域側関係者が職域保健の現状を理解する機会、職域側関係者が地域保健の保健リソースを理解する機会を設定することが望ましい。地域側関係者に職域保健の講習会を開催して、職域保健の現状や仕組みを理解してもらう企画がなされていた所もあった。

多くの協議会では、連携事業の目的として共通理解の上に、連携を活かした事業を協議する機会が十分であるとはいえなかった。

(3) 事務局の設置

地域保健側が事務局として中心的な役割を担う例が多いが、地域側と職域側の積極的な関与が望ましい。地域保健のみでなく、労働関係機関（労働基準監督署）と共同で事務局を運営している事例が認められ、望ましい形態と評価された。

一方、幾つかの事例で、二次医療圏における連携事業において、職域保健側の関係団体の関与が少ない状況が認められ、地域側及び職域側の双方の関係者の積極的な参加が期待された。

(4) ワーキンググループの設置

事務局には協議会での審議資料を作成・調整するためにワーキンググループを置いている所が多かった。ワーキンググループでは、圏域の背景状況を考慮して、既存資料から健康課題を分析し、連携事業の目標の設定案、評価案などを準備して、協議会に提出する作業を受け持っており、協議会運営にとって重要な位置づけとして認識する必要性が認められた。

(5) キーパーソンの配置

ガイドラインに記載されている連携事業のキーパーソンを選任している事例が多く見られた。地域及び職域保健のニーズにあったスーパーバイザーとしての人材の関与が連携事業の推進に貢献していることが確認された。

5 連携事業の企画

(1) 都道府県協議会

地域・職域連携推進事業ガイドラインには、都道府県協議会の役割として、各都道府県全体に共通する健康課題の明確化、各都道府県の全体目標、実施方針、連携推進方策を協議することが掲げられており、その役割を確認することが求められる。

都道府県協議会の具体的な役割として、次のことが考えられている。

- ① 都道府県健康増進計画の作成
- ② 医療保険者・労働衛生部門・市町村衛生部門・関係団体との総合調整
- ③ 健診・保健指導に関する従事者などの育成
- ④ 産業界を巻き込んだポピュレーションアプローチの企画・推進・評価
- ⑤ 正しい健康情報発信に関する調整・協議
- ⑥ 介護予防との連携

この他に二次医療圏協議会を育成するための支援を行うことが求められる。

(2) 二次医療圏協議会

二次医療圏協議会には、関係機関への情報提供と連絡調整、健康に関する情報収集、ニーズの把握から、地域特性を活かした具体的な連携事業の計画・実施・評価を行うことが課せられている。地域の健康課題の共通認識の段階で、健康日本 21 の中間評価を基にした事例も認められた。

連携事業を継続的に発展させていくための役割として、次に示す一連の流れに沿って企画していくことが大切である。

- ① 現状分析
- ② 課題の明確化、目標設定
- ③ 連携事業のリストアップ
- ④ 連携内容の決定及び提案
- ⑤ 連携内容の具体化・実施計画の作成
- ⑥ 効果指標並びに評価方法の設定

二次医療圏協議会における企画時点で、都道府県協議会で協議された連携事業の目標が提示されていることにより、具体的な計画が進みやすいことが示された。特に、共通理解のもとに、参加団体が連携により運用する保健事業を企画する協議を推進する上で有用であった。

6 連携事業の実施

連携内容を具体化し、実施計画を作成していくことが必要であり、二次医療圏協議会の連携事業では、実施計画を具体的に工夫し計画しているものがあつた。実際に計画・実施されている連携事業を次に示す。

- ① 健康づくり促進ツール（インターネットホームページ）
圏内関係者が住民に対し、健康に関するホームページを開発して提供する事業である。
- ② 健康づくりチャレンジャー事業を通して資料配付
チャレンジャー事業を通して、関係者が健康づくりの資料を住民に配布することで、健康に関する関心を高める事業である。
- ③ 事業所の健康づくりのための情報マップ
事業所の健康づくりのために利用できる地域保健の資源を地図として表現したものであり、職域保健側の関心を高める事業である。
- ④ 健康づくり活動優良事業所表彰事業（中小規模事業所）
連携事業の一つの目的である中小規模事業所の連携事業を推進する目的で、健康づくり活動を推進している事業所を表彰することで、連携への関心を高めた事業である。
- ⑤ 健康づくりの共通媒体活用の健康連絡会
健康づくりのための教材を共通に開発して共有化する連絡会であり、連携事業の資源を作成している事業である。
- ⑥ 保健所が職域保健に関わる環境人間工学的相談
地域保健側スタッフによる中小規模事業所への環境改善や人間工学的対策の相談事業であり、地域保健と職域保健が交流する事業である。職場の環境改善や人間工学的対策の推進に関する事業は、都道府県快適職場推進センターにおいても実施されているところであるが、これらの事業を円滑に推進するためには、快適職場推進センターと連携を図りつつ、これらの事業を円滑に推進するためには、モデル事業所を設定して、実施体制を構築することで導入を図ることも一つの方法である。また、職場における健康づくり活動については、労働安全衛生法に基づく健康保持増進活動として、健康保持増進サービス機関の支援を受けつつ取り組んでいる事業所に関する情報を活用することも有効であると考えられる。

7 評価

連携事業の実施体制、協議会の体制、目標の設定、事業運営の方法、計画の進捗、目標の達成度、参加者の健康指標の改善の各段階で、地域・職域連携推進事業ガイドラインに提示されている構造評価、プロセス評価、効果評価を行うことが望まれるが、今回支援を行った協議会では評価を実施している例が少なく、今後の導入が期待される。

ガイドラインに示された評価リストを事業の改善へのチェックリストとして活用している協議会もあり、評価を実施した上で次年度の計画を立てている所は、連携事業が定着しており、改善へ利用することの必要性が認められた。